

丘 の 公 園
指 定 管 理 者 募 集 要 項

令 和 4 年 6 月
山 梨 県 企 業 局

目 次

第 1	施設の概要	
1	名称	1
2	沿革	1
3	所在地	1
4	施設の規模等	1
5	所有者	2
第 2	管理運営方針	
1	基本方針	2
2	施設の維持管理方針	2
3	施設の運営方針	2
第 3	募集の内容	
1	指定管理者が行う業務	3
2	自主事業	3
3	指定管理者が行う管理の基準	3
4	責任分担	4
5	指定期間等（予定）	6
6	指定管理者の収入	6
7	指定管理者から企業局への納入金	7
第 4	申請に係る事項	
1	指定管理者の申請資格	7
2	申請手続等	8
3	指定管理業務の実施に関する計画書の作成	10
4	自主事業に関する提案及び事業実施に関する計画書の作成	11
第 5	指定管理者の候補者の選定	
1	選定委員会	11
2	審査基準	12
3	一次審査	13
4	二次審査	13
第 6	指定管理者の指定及び協定締結に係る事項	
1	指定管理者の候補者の決定	13
2	候補者との協議	13
3	指定管理者の指定	13
4	指定管理者との協定締結	13
第 7	指定管理業務の適正な実施に関する事項	
1	指定管理業務の再委託等の制限	14

2	暴力団の排除	14
3	個人情報の取扱い	15
4	情報公開への対応	15
5	文書の管理・保存	15
6	保険への加入	15
7	電気調達の契約	15
8	キャッシュレス決済の導入	15
9	不可抗力等発生時の対応	15
10	備品等	16
11	管理口座・区分経理	16
12	法令等の遵守	16
第8	指定管理業務の継続が困難となった場合の措置	
1	指定管理者の責めに帰すべき事由により指定管理業務の継続が困難となった場合	17
2	その他の事由により指定管理業務の継続が困難となった場合	17
3	指定管理業務の引継ぎ	17
第9	申請に関する留意事項	
1	審査の対象又は候補者からの除外	17
2	指定管理業務開始前における指定の取消し	17
3	申請書類等の取扱い	18
4	費用負担	18
5	その他	18
第10	事業実施状況のモニタリング（業務の確認・検証）等	
1	モニタリング、評価の実施	18
2	県の監査委員等による監査	19
3	指定管理業務開始後の指定の取消し等	19
第11	問い合わせ先及び各種書類の提出先	20
	様式	21
	別添「丘の公園管理運営業務の内容及び基準」	
	〈資料〉	
1	山梨県公営企業の設置等に関する条例	
2	地域振興事業の概要	
3	丘の公園施設案内図	
4	丘の公園主要施設概要	
5	丘の公園施設位置図・平面図	
6	主な設備等・備品等一覧表	
7	その他資料集	

丘の公園指定管理者募集要項

山梨県企業局（以下「企業局」という。）は、より効果的で効率的な管理運営を進め、県民サービスの向上を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項、山梨県公営企業の設置等に関する条例（昭和41年山梨県条例第42号。以下「条例」という。）の規定に基づき、以下のとおり丘の公園の管理運営に関する業務を行う指定管理者を募集します。

※資料1「山梨県公営企業の設置等に関する条例」参照

第1 施設の概要

1 名称

丘の公園

2 沿革

昭和61年7月に開園し、財団法人丘の公園管理公社へ管理委託を行ってまいりましたが、平成16年4月より指定管理者制度及び利用料金制を導入し、指定管理者が管理運営を代行しています。

※資料2「地域振興事業の概要」参照

3 所在地

ゴルフ及びレジャー関連施設：山梨県北杜市高根町清里3545番地の5
まきばレストラン：山梨県北杜市大泉町西井出8240番地の1

※資料3「丘の公園施設案内図」参照

4 施設の規模等

① ゴルフ関連施設

敷地面積 751,907㎡

施設 ゴルフ場（富士山コース、駒ヶ岳コース）18ホール、ゴルフ練習場、レストラン等

※旧八ヶ岳コース（約28万㎡）9ホールは、平成31年3月末に廃止し、現在は「無料開放施設」として一般開放するとともに、収益を目的としないイベント等の開催申請があった場合は、審査のうえ利用承認している。

※ゴルフ場駐車場に隣接する太陽光発電施設及び太陽光発電施設計測棟を除く。

② レジャー関連施設

敷地面積 490,742㎡

施設 アクアリゾート清里（レストラン含む。）、オートキャンプ場、パターゴルフ場、グラウンド・ゴルフ場、テニスコート等

※テニスコート、パターゴルフ場の一部（八ヶ岳コース）、屋内プール（アクアリゾート清里内）については、令和5年4月から廃止し、他の収益事業へ転用する。

③まきばレストラン

敷地面積 16,917㎡（内企業局分5,835㎡）

施設 まきばレストラン、売店等

※山梨県農政部が管理する畜産PR室、畜産資料展示室、事務室（農政部）及び物品庫を除く。

※ゴルフ場レストラン、アクアリゾート清里レストランと併せて、レストラン事業として運営している。

※資料4「丘の公園主要施設概要」参照

※資料5「丘の公園施設位置図・平面図」参照

※資料6「主な設備等・備品等一覧表」

※資料7「その他資料集」参照

5 所有者

土地：山梨県（恩賜県有財産）

土地以外：企業局

第2 管理運営方針

1 基本方針

丘の公園は、子どもからお年寄りまで、県民各層が楽しめる総合スポーツ・レクリエーション施設として、地域振興事業の一環により、地域の観光振興や県民福祉の増進に寄与することを目的に、設置された施設です。

この施設の設置目的を十分に理解した上で、安心安全で利用者が満足できるよう適正な管理運営を行うものとします。

2 施設の維持管理方針

施設の維持管理については、別添「丘の公園管理運営業務の内容及び基準」を基に、施設の特徴を考慮し、より質の高い維持水準を保てるよう、必要かつ適正な管理を行うものとします。

また、施設の老朽化対策としては、収益的収支黒字を確保する中で、令和元年度から令和10年度までの間に計画的に修繕を実施していくこととしており、令和3年度までに約1億1千万円程度の修繕を実施しました。

3 施設の運営方針

令和3年度、企業局では、丘の公園の新たな付加価値の創出や地域内施設との連携等により、高い収益性を実現することで、丘の公園の資産価値を最大化し、八ヶ岳南麓地域の活性化と地域振興事業の収益的収支の黒字の継続を可能とする方策について、「丘の公園の収益最大化に向けた調査検討業務」を実施しました。

本調査結果を踏まえ、収益を生み出すことが困難な機能を収益性の高い事業に転用するとともに、ゴルフ場では若年者層の開拓や初心者の利用促進、オートキャンプ場

では平日稼働率の向上や冬季営業の実施、まきばレストランでは新メニューの開発やSNS等を活用した情報発信など、効果的な利用者増加対策を行いながら、収益性の向上を図る予定であり、この方針の実現に向けて、指定管理者は企業局と連携しながら進めていくこととします。

また、利用者の満足度を高め、期待に応えるため、常に利用者の声を聴取し、反映できるものは積極的に取り入れることとし、企画力や情報発信力を発揮し、地域振興への貢献について十分配慮するものとします。

さらに、危機管理体制の整備、防犯体制の整備など利用者の安全確保や、防災対策にも十分な配慮をするとともに、環境対策にも取り組むものとします。

第3 募集の内容

1 指定管理者が行う業務（以下「指定管理業務」という。）

- (1) 利用の承認に関する業務
- (2) 施設及び設備器具の維持保全に関する業務
- (3) 前各号に掲げるもののほか、公営企業管理者が必要と認める業務

※具体的な指定管理業務の内容及び管理基準については、別添「丘の公園管理運営業務の内容及び基準」を参照してください。

2 自主事業

- (1) 指定管理者は、指定管理業務以外に、施設の設置目的に合致し、かつ、指定管理業務の実施を妨げない範囲において、利用者の利便性向上に資することを目的として、指定管理の対象となる敷地及び施設内で自らの責任と費用により自主事業を行うことができます。

この際、指定管理業務内である指定管理者の提案事業と自主事業は明確に区分することとします。

また、自主事業を実施する場合は、自主事業計画書を提出し、あらかじめ企業局の承認を受けることとします。

- (2) 指定管理者は、施設運営に際して次に提示する課題の解決に繋がる自主事業を積極的に提案することとします。

○八ヶ岳南麓地域全体の観光振興および地域連携

○丘の公園の利用者増加及び収益向上

3 指定管理者が行う管理の基準

- (1) 休業日及び利用時間は、条例第10条の規定に基づき、施設の利用形態等により、公営企業管理者の承認を受けて指定管理者が施設ごとに定めること。
- (2) 利用の承認等は、条例第6条及び第7条の規定によること。
- (3) 関係法令並びに条例及び条例に基づく規則等の規定を遵守し、誠実に指定管理業務を行うこと。
- (4) 丘の公園を利用しようとする者に対して不当な差別的取扱いをしないこと。
- (5) 指定管理業務に関連して取得した個人に関する情報その他の情報を適切に取り扱

うこと。

(6) 土地、建物を一括して管理し、地域振興事業の目的に沿った運営を行うこと。

(7) (3) から (6) まで掲げるもののほか、公営企業管理者が定める基準を遵守すること。

指定管理業務及び管理の基準の細目的事項は、協議の上、協定（「丘の公園管理運営業務仕様書」（以下「仕様書」という。））で定めます。

4 責任分担

指定管理者と企業局の責任分担は、次の表（各項目の区分に応じ「○」が責任を負う。）のとおりとします。ただし、指定管理者の故意・過失、協定書・契約書等に定められた管理を怠ったことによる毀損・滅失は、金額の多寡に関わらず指定管理者が購入・修繕等を行うこととします。

また、指定管理者が施設、設備、備品等の改修等を行った場合、指定管理者は、当該資産の所有権を放棄、又は原状復帰することとします。

なお、表に定める事項に疑義がある場合、又は定めのない事項については、指定管理者と企業局が協議して定めることとします。

項目	内 容		指定 管理者	企業局	
共通事項	物価変動	人件費、物品費等物価変動に伴う経費の増 著しい場合	○	○	
	法令の変更	施設の管理運営に影響を及ぼす変更		○	
	税制度の変更	施設の管理運営に影響を及ぼす変更		○	
	不可抗力	不可抗力（地震、落雷、暴風雨、洪水、戦争、テロ、暴動等） の発生に起因する施設、設備の修復による経費の増加及び業務 履行不能	※両者の協議		
	政治、行政上 の理由による 事業の変更	政治、行政上の理由から、施設の管理運営の継続に支障が生じ た場合、又は業務の内容の変更を余儀なくされた場合の経費の 増		○	
	利用者や第三 者への賠償	指定管理者の責に帰すべきもの	○		
		上記以外		○	
保険の付保	施設火災保険		○		
	施設賠償責任保険	○			
	自動車保険	○			
管理運営	施設周辺住民 及び施設利用 者への対応	施設の管理運営に対する住民及び施設利用者からの反対や要望 への対応	○		
		上記以外		○	
	セキュリティ	警備不備による犯罪発生	○		
		個人情報の漏洩	企業局の指示もしくは指導の不備又は 錯誤によるもの 指定管理者として講ずべき措置の不備 又は錯誤、指定管理者の職員の不法行 為等によるもの	○	○
	施設の管理運 営に係る事故	施設の設置の瑕疵によるもの		○	
		施設の管理の瑕疵によるもの	○		
		上記以外		○	
災害時対応	待機体制の確保、被害調査、報告、応急処置等 指示等	○	○		
整備 維持 補修	施設、設備の 損傷等	経年劣化、又は特定 できない第三者の行 為によるもの	60万円未満	○	
			60万円以上		○
		指定管理者の責に帰すべきもの		○	
		指定管理者が希望する整備・改修（資産増加） 上記以外		○	○
	備品の損傷等	経年劣化、又は特定 できない第三者の行 為によるもの	60万円未満	○	
			60万円以上		○
		指定管理者の責に帰すべきもの		○	
		上記以外			○
	備品の更新・ 新規購入	更新	指定管理者が希望する場合	○	
			上記以外		○
新規購入		指定管理者が希望する場合 上記以外	○	○	
その他	事業終了時の 費用	指定管理業務が終了した場合、又は指定期間中途において指定 取消を受けた場合における撤収費用	○		

※不可抗力の発生に起因して県又は指定管理者に損害、損失又は増加費用が発生した場合は、県は
損害等の状況の確認を行った上で指定管理者と協議を行い、不可抗力の判定や費用負担等を決定
するものとする。

（注）本表は、標準的な責任分担を示したものである。各施設ごとのリスク分担については、本表
を参考に、各施設における指定管理者の業務等に即して、リスクの内容とその分担を詳細に評価・
検討し、必要に応じて適宜項目の取捨選択、追加等を行うこと。

5 指定期間等（予定）

令和5年4月1日から令和9年3月31日まで（4年間）

この期間は、県議会議決後、正式に指定期間となります。

なお、指定管理業務に係る事業年度は、4月1日から翌年3月31日までとします。

6 指定管理者の収入

丘の公園の管理運営に係る全ての経費は、条例第11条に規定する利用料金及び下記の（2）に記載する収入をもって充てることとします。また、自主事業を実施する場合は、実施により得られる収入をもって充てることも可能とします。よって、企業局から指定管理業務に係る委託料を支払うことはなく、赤字であっても補填しません。

また、指定管理者は、丘の公園の管理運営における収入の一部を、納入金として企業局に納入するものとします。

（1）利用料金

丘の公園の利用料金は、指定管理者の収入とし、利用料金の額は、条例別表第二に定める額の範囲内で、公営企業管理者の承認を受けて指定管理者が定めます。

（2）その他の収入

以下に挙げる収入は、指定管理者の収入とします。また、①から③に係る事業等を実施した場合は、指定管理業務の一環として、指定管理業務の収入及び支出としてください。自動販売機についても指定管理業務の一環とします。ただし、③レストラン事業における各レストラン、売店、出店については、事業を必ず実施してください。なお、①から③に記載のない事業等についても、本来業務と関連する業務は指定管理業務の一環とします。

① ゴルフ事業

会員券、キャディフィ、商品販売・レンタル、自動販売機

② レジャー事業

ア アクアリゾート清里

会員券、健康教室、商品販売・レンタル、自動販売機

イ オートキャンプ場

商品販売・レンタル、バーベキュー、自動販売機

ウ レジャーハウス棟

商品販売・レンタル、自動販売機

③ レストラン事業

ア まきばレストラン

レストラン、売店、出店、自動販売機

イ ゴルフレストラン、レストランアクア

レストラン

（3）自主事業による収入

自主事業により得られる収入は、指定管理者の収入とします。

7 指定管理者から企業局への納入金

丘の公園の管理運営における収入の一部を納入するものとし、納入金は年額1億1千2百万円（税別）を下限額とします。なお、納入金は毎年度同額とします。また、提案価格を基に指定期間を通じた総額及び支払方法等を基本協定に記載するとともに、指定管理者は年度ごとに企業局に納入するものとし、納入金は年額1億1千2百万円（税別）を下限額とします。なお、納入金は毎年度同額とします。また、提案価格を基に指定期間を通じた総額及び支払方法等を基本協定に記載するとともに、指定管理者は年度ごとに企業局に納入するものとし、納入金

指定管理者が企業局の示した水準どおり業務を確実に実施したと認められる場合、6（1）の利用料金収入又は6（2）のその他の収入の増加、支出の節減など指定管理者の経営努力により生み出された余剰金については、納入金の増額は行いません。

また、利用料金収入の大幅な増減、物価変動等に伴う大幅な費用の増減、多額な収支差額の発生、又はそのおそれがあると認められる場合などに起因する不足額が生じた場合も、納入金の減額は行いません。

第4 申請に係る事項

1 指定管理者の申請資格

指定管理者の指定を申請することができるものは、法人その他の団体（以下「法人等」という。）又はその共同体であって次の（1）及び（2）の条件を満たすものとします。

（1）登記事項証明書に記載されている本店若しくは主たる事務所又は団体の規約若しくは定款等に記載されている活動の本拠地（以下「主たる事務所等」という。）を山梨県内に置く又は置こうとする法人等であること。また、共同体を構成して申請する場合は、共同体の主たる事務所等を山梨県内に置くとともに、山梨県内に主たる事務所等を置く又は置こうとする団体のうちから代表する法人等（以下「代表団体」という。）を定めること。

（2）次のいずれかに該当する法人等でないこと。

- ① 法人の役員等（法人については非常勤を含む役員、その他の団体については法人の役員と同様の責任を有する代表者及び理事等をいう。）に次のいずれかに該当する者が含まれているもの
 - ア 成年被後見人、被保佐人、契約の締結に関し同意権付与の審判を受けた被補助人又は営業を許可されていない未成年者
 - イ 破産者で復権を得ないもの
 - ウ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでのもの
- ② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しているもの
- ③ 山梨県から指名停止措置を受けているもの
- ④ 法人税、法人都道府県民税、法人事業税、消費税又は地方消費税を滞納しているもの
- ⑤ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされているもの
- ⑥ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第

2条第6号に規定する暴力団員又は法人であってその役員が暴力団員であるもの

⑦ 本指定管理者の選定を行う選定委員の属する法人等

(3) 共同体を構成して申請する場合は、次の点に留意してください。

- ① 代表団体は共同体における責任割合が最大であること。
- ② 共同体の構成員は、単独で又は別の共同体の構成員となって申請を行うことはできないこと。
- ③ 申請書の提出後は共同体の代表団体及び構成員の変更はできないこと。

(4) 申請時において法人等が設立されていない場合は、次の点に留意してください。

- ① 申請時に、設立に向けた規約案、速やかに設立する旨の確約書その他公営企業管理者が必要と認める資料を提出すること。
- ② 県議会における指定管理者の指定の議決（令和4年12月議会を予定）までに登記事項証明書（履歴事項全部証明書）又は登記申請が法務局において受領されたことを証する書類を提出すること。

2 申請手続等

(1) スケジュール

月 日	内 容
6月27日（月）から9月13日（火）まで	募集要項の配付
7月15日（金）	業務説明会及び現地見学会
①7月25日（月）から7月29日（金）まで ②8月15日（月）から8月19日（金）まで	募集に関する質問書の受付
①8月 5日（金）まで ②8月26日（金）まで	質問に対する回答
9月 6日（火）から9月13日（火）まで	申請書類の受付

(2) 募集要項の配付

配付期間：令和4年6月27日（月）から9月13日（火）まで

（ただし、山梨県の休日を定める条例（平成元年山梨県条例第6号）に定める県の休日を除く。）

午前9時から正午まで、午後1時から午後5時まで

配付場所：山梨県企業局総務課

上記期間中は、山梨県企業局総務課のホームページでも募集要項等のダウンロードができます。

<https://www.pref.yamanashi.jp/kigyosom/index.html>

なお、郵送での配付は行いません。

(3) 業務説明会及び現地見学会

開催日時：令和4年7月15日（金）午後1時から

集合場所：丘の公園ゴルフコースクラブハウス棟

内 容：「募集要項」及び「管理運営業務の内容及び基準」の説明、施設・設備見学、質疑応答

申込方法：説明会の参加申込書（様式 8）に法人名（法人でない場合は代表者名）及び参加希望者名（各団体 3 名以内）（共同体での申請をする場合、各構成団体につき 3 名以内）を明記の上、FAX 又は電子メールのいずれかで、山梨県企業局総務課へ令和 4 年 7 月 11 日（月）午後 5 時まで申し込んでください。

留意事項：申請予定者は可能な限り参加してください。個人及び申請資格のない団体の参加はできません。

質問及び回答は、山梨県企業局総務課のホームページで公開します。

（4）募集に関する質問

受付期間：①令和 4 年 7 月 25 日（月）から令和 4 年 7 月 29 日（金）まで
午前 9 時から午後 5 時まで

②令和 4 年 8 月 15 日（月）から令和 4 年 8 月 19 日（金）まで
午前 9 時から午後 5 時まで

質問方法：質問書（様式 9）に記入の上、FAX 又は電子メールのいずれかで、山梨県企業局総務課まで提出してください（電話や口頭での質問にはお答えしません。）。

回答方法：質問事項に対する回答は、①の期間に受付けたものについては、令和 4 年 8 月 5 日（金）まで、②の期間に受付けたものについては、令和 4 年 8 月 26 日（金）までに山梨県企業局総務課のホームページに掲載します。（<https://www.pref.yamanashi.jp/kigyosom/index.html>）

（5）申請書類

① 指定管理者指定申出書・・・・・・・・・・・・・・・・・・（様式 1）

② 指定管理業務の実施に関する計画書・・・・・・・・・・（様式 2）

③ 申請する法人等に関する書類

共同体による申請の場合には、構成員であるすべての法人等のものを提出してください。

ア 法人等概要書・・・・・・・・・・・・・・・・・・（様式 3）

※ 法人等の事業内容がわかるパンフレット等があれば、併せて提出してください。

イ 定款、寄附行為、規約その他これに代わる書類

ウ 誓約書・・・・・・・・・・・・・・・・・・（様式 4）

エ 法人にあっては当該法人の登記事項証明書（履歴事項全部証明書）、法人以外の団体にあっては代表者の住民票の写し（3 箇月以内に取得したもの）

オ 印鑑証明書（3 箇月以内に取得したもの）

カ 申請を行う日の属する事業年度の収支予算書並びに直近 3 事業年度の事業（営業）報告書、貸借対照表及び損益計算書（又は収支計算書）又はこれらに類するもの（グループ企業で連結決算を行っている場合には、加えて連結決算書）

キ 直近 3 年間の法人税、法人都道府県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税に関する納税証明書

④ 構成員届（共同体の場合）・・・・・・・・・・・・・・・・（様式 5）

⑤ 各団体の役割、責任分担に関する事項（共同体申請の場合）・（様式 6）

⑥ 委任状（共同体申請の場合）・・・・・・・・・・・・・・・・（様式 7）

(6) 申請書類の受付

① 書面申請

受付期間：令和4年9月6日（火）から令和4年9月13日（火）まで
（ただし、山梨県の休日を定める条例に定める県の休日を除く。）

午前9時から正午まで、午後1時から午後5時まで

郵送の場合、令和4年9月13日（火）17時必着

受付方法：申請書類一式を持参または郵送により提出してください。

受付場所：山梨県企業局総務課

提出先：〒400-8501

山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号（山梨県庁北別館5階）

提出部数：A4判とし、正本1部、副本14部を提出してください。

ただし「様式2-②その2」についてはExcel形式、それ以外の申請書類はすべてPDF形式とし、紙媒体と併せてCD-Rにより提出してください。

原本のみ押印し（袋とじや割印をする必要はありません）、副本には原本証明をしてください。

正本、副本とも目次・ページを付け、2穴綴じファイルに綴じてください。

② 電子申請

受付期間：令和4年9月6日（火）から令和4年9月13日（火）まで
（電子メールは、令和4年9月13日（火）17時必着）

受付方法：申請書類一式を電子メールにより提出してください。

ただし「様式2-②その2」についてはExcel形式、それ以外の申請書類はすべてPDF形式とします。

受付場所：山梨県企業局総務課

提出先：〒400-8501

山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号（山梨県庁北別館5階）

山梨県企業局総務課メールアドレス：kigyosom@pref.yamanashi.lg.jp

3 指定管理業務の実施に関する計画書の作成

(1) 指定管理業務の実施に関する計画書

指定管理業務の実施に関する計画書の作成に当たっては、「募集要項」、「丘の公園管理運営業務の内容及び基準」等に記載されていることを遵守し、以下の項目に沿った内容としてください。また、法令等に定められていることについては、これを遵守してください。

① 収支計画書（様式2-②その2）は、指定全期間にわたる収支予測を年度別に作成してください。なお、利用料金収入は現行条例の利用料金単価の範囲内で算定してください。

② ゴルフ場（ゴルフ練習場を含む）、オートキャンプ場、テニスコート、パターゴルフ場、アクアリゾート清里、まきばレストランの運営管理に関する提案及び

計画、無料開放施設の利活用に関する提案及び計画を企画し、様式2の該当様式により提出してください。なお、テニスコート、パターゴルフ場の一部（八ヶ岳コース）、屋内プール（アクアリゾート清里内）については、令和5年4月から廃止しますので、当該施設を利活用した他の収益事業を実施する提案及び計画の内容としてください。

- ③ 指定管理業務の実施に関する計画書の作成に用いる言語、通貨及び単位は、原則として日本語、日本国通貨、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める計量単位としてください。
- ④ 指定管理業務の実施に関する計画書は、A4判で作成してください。また、ページ数を中央下に表記してください。

4 自主事業に関する提案及び事業実施に関する計画書の作成

指定管理業務以外に、施設の設置目的に合致し、かつ、指定管理業務の実施を妨げない範囲において、利用者の利便性向上に資することを目的として、自らの責任と費用により自主事業を行うことができます。

施設の利用率向上、利用者サービスの向上等に貢献できる自主事業に関する提案があれば、様式2-②により事業計画を提出してください。

収支計画書（様式2-②その2）は、指定全期間にわたる収支予測を年度別に作成してください。

第5 指定管理者の候補者の選定

選定委員会が、提出された申請書について審査基準に基づいて審査し、指定管理者の候補者を選定します。

1 選定委員会

選定委員会開催結果の公表を山梨県企業局総務課ホームページに掲載します。

<https://www.pref.yamanashi.jp/kigyosom/index.html>

また、選定委員は、次期指定管理者の候補者が決定された後に公表を行います。

2 審査基準

審査基準（審査の項目及び審査配点等）は次のとおりです。

審査基準	審査項目	審査のポイント	確認する書類	配点	
1	施設の管理運営の方針等の総合的な事項	施設の設置目的及び県が示した管理の方針	企業局が示した管理の方針と申請者が提案した運営方針が合致するか	様式2-①	5
		収支計画の内容、的確性及び実現の可能性、経費節減	収入、支出積算と「指定管理業務の実施に関する計画書」の整合性は図られているか	様式2-②その1	5
			収支計画の実現可能性はあるか	様式2-②その2	
			経費節減が図られているか	様式2-③	
2	「指定管理業務の実施に関する計画書」の内容が施設の効用を最大限に発揮できるものであること	利用者の増加を図るための具体的手法及び期待される効果	広報PRの内容は適切か	様式2-④	20
		利用拡大の方針及び手法は適切か	様式2-⑤		
		ゴルフ場（ゴルフ練習場を含む）の管理運営に関する提案及び計画の実現性、事業効果は期待できるか	様式2-⑥その1		
		オートキャンプ場の管理運営に関する提案及び計画の実現性、事業効果は期待できるか	様式2-⑥その2		
		テニスコート（廃止・転用）の管理運営に関する提案及び計画の実現性、事業効果は期待できるか	様式2-⑥その3		
		パターゴルフ場（八ヶ岳コースは廃止・転用）の管理運営に関する提案及び計画の実現性、事業効果は期待できるか	様式2-⑥その4		
		アクアリゾート清里（屋内プールは廃止・転用）の管理運営に関する提案及び計画の実現性、事業効果は期待できるか	様式2-⑥その5		
	まきばレストランの管理運営に関する提案及び計画の実現性、事業効果は期待できるか	様式2-⑥その6	50		
	無料開放施設の利用に関する提案及び計画の実現性、事業効果は期待できるか	様式2-⑥その7			
	地域貢献による事業効果	地域、関係機関、ボランティア等との連携が図られているか		様式2-⑦	10
		施設所在周辺地域の活性化、地域との交流による施設運営の向上等の視点からの事業の実現性、事業効果は期待できるか		様式2-⑧	
	市町村との連携による事業効果	施設所在周辺市町村と連携しての効果的な施設運営、地域活性化の取り組みに係る事業の実現性、事業効果は期待できるか		様式2-⑨	5
		サービスの向上を図るための具体的手法及び期待される効果		サービス向上のための取組内容は適切か	様式2-⑩
利用料金や利用時間等の内容は適切か	様式2-⑪				
自主事業の提案はサービスの向上に寄与した企画となっているか	様式2-⑫				
施設運営の課題に対する事業効果	県が提示する課題に対する事業について、実現性、事業効果が期待できるか	様式2-⑬	10		
3	「指定管理業務の実施に関する計画書」の内容が施設の適正かつ効率的な維持管理を図ることができるものであること	施設の維持管理の内容、的確性及び実現の可能性、効率性	施設の維持管理体制は適切か	様式2-⑭	5
		安全管理体制は適切か	様式2-⑮		
		再委託する場合の内容は適切か	様式2-⑯		
4	県民の平等な利用を確保することができるものであること	平等な利用を図るための具体的手法及び期待される効果	利用者の平等な利用を確保する内容か	様式2-⑰	5
		社会集団の中で不利な立場にある者に配慮されているか			
5	「指定管理業務の実施に関する計画書」に沿った管理を安定して行うために必要な人的能力及び経理的基盤を有していること	安定的な運営が可能となる人的能力	職員体制は十分か	様式2-⑱その1	10
			職員採用・確保の方策は適切か	様式2-⑱その2	
			職員の指導育成、研修体制は十分か	様式2-⑲	
	安定的な運営が可能となる経理的基盤	申請者の財務状況は健全か	様式2-⑳ 定款等 収支予算書 事業（営業）報告書 貸借対照表 損益計算書 連結決算書 納税証明書	5	15
6	企業局納入金	企業局納入金の金額	提案価格の採点は次の方式による。（金額は税抜き） ○評価点＝ 配点×当該応募者の提案価格／応募者中の最高価格	様式2-㉑	15
			合計点数	100	

3 一次審査

提出された「法人等概要書」等により資格審査を行います。一次審査の結果は、令和4年9月22日（木）までに申請者に文書で通知します。申請状況については、一次審査終了後に申請者数を山梨県企業局総務課のホームページで公表します。

4 二次審査

一次審査通過団体による書類審査及びヒアリングを実施します。ヒアリングは、提出された「指定管理業務の実施に関する計画書」の内容を選定委員に説明し、選定委員の質問に回答するという形式で行います。この際、「指定管理業務の実施に関する計画書」に記載していないことは説明できません。

申請者から提出された「指定管理業務の実施に関する計画書」等を審査した結果、高位の評価を得た順に順位を決定します。ただし、二次審査において総得点が一位であっても一定基準に満たない場合、又は得点が著しく低い審査項目がある場合は候補者に選定しないことがあります。

第6 指定管理者の指定及び協定締結に係る事項

1 指定管理者の候補者の決定

指定管理者選定委員会による選定結果に基づき、公営企業管理者が候補者を決定し、二次審査を受けた団体に対して令和4年10月21日（金）頃までに選定結果を通知し、追って申請者名（共同体の場合は、構成団体名、代表団体名、構成員名）、提案価格、審査点数、選定理由を公表します。

2 候補者との協議

候補者と指定管理業務の細目について協議を行い、この内容を仮協定（確認書）として締結します。

この場合、必要に応じて候補者の提案に対し、提案内容の趣旨を変更しない範囲において修正を求めることができることとし、候補者はこの求めに対し協議に応じなければなりません。

候補者と協議が整わない場合は、選定委員会において次点となった申請者を指定管理者の候補者として協議を行います。

3 指定管理者の指定

企業局は、指定管理者の指定に関する県議会の議決を経て、指定管理者の指定を行います。

指定管理者の指定をしたときは、その旨を文書で通知します。

4 指定管理者との協定締結

企業局と指定管理者は、先に実施した仮協定を前提に、更に指定管理業務を実施する上で必要となる詳細事項について協議を行い、これに基づき基本協定を締結します。

(1) 基本協定の内容（予定）

- 管理業務の内容に関する事項
- 遵守事項

- 協定の期間等に関する事項
- 利用料金に関する事項
- 企業局納入金に関する事項（支払方法等含む。）
- 管理業務に関する責任分担に関する事項
- 業務計画書の提出に関する事項
- 利用者の満足度調査等の実施・報告に関する事項
- 定期報告事項
- 業務状況の聴取、対面による意見交換等の実施に関する事項
- 事業報告書の提出に関する事項
- 業務実施状況の確認・評価に関する事項
- 秘密の保持、個人情報保護、情報公開に関する事項
- 管理業務の継続が困難となった場合の措置等に関する事項
- 指定の取消し等に関する事項
- 損害賠償に関する事項
- 施設等の引渡し、管理業務の引継ぎに関する事項
- 権利譲渡等の制限に関する事項 他

（指定管理者が共同事業体方式の場合は、次の事項が加わります。）

- 代表団体に係る倒産の場合による指定管理者の指定の取消し等に関する事項
- 代表団体、構成員の重要事項の変更に関する事項
- 代表団体の地位、構成員の責任に関する事項
- 構成員の脱退に対する措置に関する事項 他

（注）協定の締結にあたっては、共同体の構成員すべてを協定当事者とし、協定に関する責任は共同体の構成員すべてが負うこととなります。

（複数の会社が指定管理業務を行うために新たに会社を設立した場合は次の事項が加わります。）

- 事務所の所在地、定款の目的、資本の額並びに株主及びその持ち分割合等の事項を変更する場合の事前協議に関する事項 他

※新たに設立した会社の設立者以外の者に新株を発行しようとする場合、又は設立者が設立者以外の者に株式を譲渡しようとする場合については、事前に企業局と指定管理者並びに出資者の3者間による協定の締結が別途必要となります。

第7 指定管理業務の適正な実施に関する事項

1 指定管理業務の再委託等の制限

指定管理者が指定管理業務の全部を一括して、又は指定管理業務の主たる部分を一括して第三者に委託又は請け負わせることはできません。

指定管理業務の一部分のみを第三者に委託又は請け負わせる場合には、あらかじめ企業局に申請し、承認を受けることとします。

2 暴力団の排除

指定管理者は、施設を暴力団の活動に利用させることはできません。

3 個人情報の取扱い

指定管理者が個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び山梨県個人情報保護条例（平成17年山梨県条例第15号）の規定に従い、保有個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の保有個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければなりません。この場合において、指定管理者は、企業局と協議の上で別に定める個人情報の保護に関する要綱に基づいて、指定管理業務を通じて取り扱う個人情報の保護を行うものとします。

4 情報公開への対応

指定管理者は、山梨県情報公開条例（平成11年山梨県条例第54号）の規定により企業局と協議の上で別に定める情報公開に関する要綱に基づいて、指定管理業務を通じて取り扱う文書の公開を行うものとします。

5 文書の管理・保存

指定管理者は、指定管理業務に係る文書の分類、作成、保存及び廃棄その他の文書の管理に関する必要な事項についての定めを設けるものとします。なお、文書の保存期間は、山梨県行政文書管理規程第35条第2項の規定に準じて定めてください。

6 保険への加入

利用者等に係る保険は、「丘の公園管理運営業務の内容及び基準」に掲げるものについて、指定管理者が加入するものとします。

7 電気調達の契約

電気調達は、県で電気事業者を選定し、電気事業者と県が契約を締結するものとします。

なお、県で契約を締結しない場合は、指定管理期間初日の概ね50日前までに指定管理者に通知するので、指定管理者が電気事業者を選定し、契約を締結するものとします。

8 キャッシュレス決済の導入

指定管理者は、原則として、全ての利用料金においてキャッシュレス決済を導入することとし、令和5年4月末までに多様な決済手段（クレジットカード、電子マネー、コード決済）に対応することとします。

9 不可抗力等発生時の対応

不可抗力その他企業局及び指定管理者双方の責めに帰すことのできない事由が発生した場合、指定管理者は、速やかに企業局に連絡するとともに、被害を最小限に止めるよう早急に対応措置をとる義務を負います。また、企業局が避難所、広域防災拠点等のため、施設の利用制限、応急活動への参加等を要請したときは、企業局の指示に従わなければなりません。

なお、避難所等としての使用その他災害対応による費用負担等については別途協議するものとします。

10 備品等

企業局は指定管理者に、丘の公園で管理・運営に必要となる備品等（別添の「主な設備等・備品等一覧表」参照）を貸与します。

「主な設備等・備品等一覧表」のうち「取扱欄」に「故障即除却」と記載のある備品等については、企業局では、故障し、修繕不能となった場合は、これに代わる備品等を貸与しません。

指定管理者が管理運営費（第3の6（1）及び（2）の収入）で購入した備品等は、指定期間中又は当該期間終了後には企業局に帰属することとします。

指定管理者が自ら所有する備品等を持ち込んだ場合及び指定管理者が管理運営費以外の費用により購入した備品等については、指定管理者に帰属し、指定期間終了時には指定管理者が自らの費用と責任で撤去・撤収してください。ただし、企業局と指定管理者の協議において両者が合意した場合、指定管理者は、企業局又は企業局が指定する者に対して引き継ぐことができます。

11 管理口座・区分経理

指定管理者としての業務に係る支出及び収入は、法人等の口座とは別の口座で管理してください。

また、会計処理においては、指定管理業務に係る経理（ゴルフ事業及びレジャー事業、レストラン事業）、自主事業に係る経理、それ以外の業務に係る経理をそれぞれ区分して整理してください。

次年度の施設利用に係る収入については、前受金として処理し、次年度の収入としてください。ただし、指定管理期間の最終年度において次年度の施設利用に係る収入は、企業局が必要と認めた場合を除き、受け入れることはできません。

また、定期利用券等（年度を跨るもの）について、次年度に残存利用期間がある場合は、日割り計算により年度区分し、各年度の収入としてください。ただし、指定管理期間の最終年度から次年度まで継続する定期利用券等は、企業局が必要と認めた場合を除き、発行できません。

12 法令等の遵守

指定管理者は、指定管理業務の遂行に関連する法規を遵守しなければなりません。山梨県公営企業の設置等に関する条例のほか、以下の法令に留意してください。

- (1) 地方自治法第244条第2項、第3項
- (2) 労働基準法（昭和22年法律第49号）、最低賃金法（昭和34年法律第137号）などの労働関係法令
- (3) 消防法（昭和23年法律第186号）、水道法（昭和32年法律第177号）、建築基準法（昭和25年法律第201号）、電気事業法（昭和39年法律第170号）その他施設又は設備の維持管理又は保守点検に関する法令
- (4) その他丘の公園内で管理運営する業務に関連する全ての法令

第8 指定管理業務の継続が困難となった場合の措置

指定管理者との協定に基づく指定期間中において、指定管理者による指定管理業務の継続が困難になった場合の措置は、次のとおりとします。

- 1 指定管理者の責めに帰すべき事由により指定管理業務の継続が困難となった場合
指定管理者の責めに帰すべき事由により指定管理業務の継続が困難になった場合又はそのおそれが生じた場合、指定管理者は、速やかに企業局に報告しなければなりません。企業局は指定の取消し又は期間を定めた指定管理業務の全部若しくは一部の停止の措置をとることができます。
- 2 その他の事由により指定管理業務の継続が困難となった場合
不可抗力その他企業局及び指定管理者双方の責めに帰すことができない事由により、指定管理業務の継続が困難になった場合又はそのおそれが生じた場合、指定管理業務の全部若しくは一部の継続の可否について協議するものとします。
- 3 指定管理業務の引継ぎ
指定期間の終了若しくは指定の取消しにより指定管理業務を引き継ぐ場合には、企業局が定める期間内に、企業局又は企業局が指定した者に対して指定管理業務を引き継ぐとともに必要なデータ等を遅滞なく提供しなければなりません。
なお、新たに指定管理者に指定された者への引継ぎ内容については、募集要項、仕様書に基づき仮協定の締結までに企業局と協議の上、決定します。
引継ぎに必要な指定管理者の費用は、指定管理者の負担とします。

第9 申請に関する留意事項

- 1 審査の対象又は候補者からの除外
申請者が次に掲げる場合に該当したときは、その者を審査の対象又は候補者から除外します。
 - (1) 選定委員会の委員又は申請に関する業務に従事する企業局職員若しくは関係者に対し、申請について不正な接触をし、又は接触を求めた場合、その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った事実が認められた場合
 - (2) 申請書類に虚偽記載又は不正行為があった場合
 - (3) 第4の1に示す指定管理者の申請資格を満たしていないことが判明した場合又は満たさなくなった場合
 - (4) 申請者による指定管理業務履行が困難であると判断される事実が判明した場合
 - (5) 著しく社会的信用を損なう行為等により、申請者が指定管理者として相応しくないと企業局が認めた場合
 - (6) その他不正な行為があったと企業局が認めた場合
- 2 指定管理業務開始前における指定の取消し
指定管理者が指定管理業務を開始する前においても次に掲げる事項に該当するときは、その指定を取り消すことがあります。
 - (1) 正当な理由がなく協定の締結に応じない場合
 - (2) 資金事情の悪化あるいは管理体制が整わない等により、指定管理業務の履行が確実でないと企業局が認めた場合
 - (3) 第9の1の各項目に該当する場合

3 申請書類等の取扱い

(1) 著作権

企業局が提示する設計図書等の著作権は企業局及び作成者に帰属し、申請者の提出する書類の著作権は申請者に帰属します。

なお、指定管理者の選定及び指定において公表する必要がある場合その他企業局が必要と認めるときは、企業局は、申請者の提出書類の全部又は一部を無償で使用できるものとします。

(2) 特許権

申請書類の内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて申請者が負うものとします。

(3) 記載内容の変更等の禁止

提出した書類は、原則としてこれを書き換え、差し換え、又は撤回することはできません。

(4) 返却等

申請書類は審査のため、選定委員会の委員に配付します。また、提出された申請書類は、返却しません。

(5) 公表

申請書類は、個人情報等を除き情報公開条例の規定に基づき開示する場合があります。

4 費用負担

申請及び審査に際して申請者に係る費用については、すべて申請者の負担とします。

5 その他

(1) 丘の公園に複数の申請（共同体の構成員としての申請を含む。）をすることはできません。なお、県の他の施設に関して指定の申請をすることは可能です。

(2) 指定管理者指定申請書提出後に申請を辞退する場合には、指定管理者指定申請辞退届（様式10）により届け出てください。

(3) 丘の公園では、現在、新たな財源を確保し、もって県民サービスの維持・向上を図るため、ネーミングライツスポンサーを随時募集しており、今後、ネーミングライツ制度が適用され、愛称が付与される可能性があります。指定管理者は、ネーミングライツの導入に関する企業局の検討・実施に協力することとします。

※ ネーミングライツ制度とは、施設等の名称に「愛称」として団体名・商品名等を付与していただき、ネーミングライツスポンサー（施設命名権者）から対価を得るものです。

第10 事業実施状況のモニタリング(業務の確認・検証)等

1 モニタリング、評価の実施

企業局は、施設が設置目的に沿って適切に管理され、必要なサービス水準が確保できるよう、指定期間中の指定管理業務等の実施状況を把握するモニタリングを行います。

企業局は、仕様書に基づき指定管理者から提出される定期報告書、事業報告書、利用者満足度調査結果、利用者からの苦情・意見等の内容及び事故・災害報告、現地調査、指定管理者との対面による意見交換等により、業務の実施状況をモニタリングし、その結果を評価します。

モニタリングの結果、施策を推進する業務の効果が不十分など仕様書や業務計画書に記載された事項等が達成されておらず、業務の改善が必要な場合は、企業局と協議の上、対策を講じるものとします。

モニタリング、評価は次の方法により行います。

(1) 企業局が行う評価

企業局は、指定期間が始まる前までに指定管理者と協議し別途定める「指定管理業務のモニタリング実施要領」に基づき、指定期間中の指定管理者の管理運営状況（利用状況、事業計画の達成状況、収支状況等）についての事業評価を実施します。結果については、県及び企業局のホームページ等で公表します。

(2) 指定管理者が行う自己評価

指定管理者は、毎事業年度終了後、指定管理業務及び自主事業の自己評価を行い、企業局に「指定管理施設の管理運営状況評価書」（モニタリングシート）を提出するものとします。

(3) 利用者の満足度調査の実施

指定管理者は、施設利用者の利便性の向上等の観点から、利用者の満足度、意見・苦情等をアンケート調査等で把握し、その結果及び対応策について企業局に報告するものとします。

また、利用者からの苦情・意見等については、その概要や対応等について業務日報に記録し、企業局へ報告していただきます。

(4) その他

指定管理者は、施設の維持管理・運営にあたっては、県の「やまなしエネルギー環境マネジメントシステム」に準じて省エネルギーの推進及び地球温暖化の防止に努めるとともに、省資源の推進、廃棄物の削減・リサイクルの徹底等、環境負荷の低減に努め、エネルギーの使用状況等については、半年ごとに企業局に報告していただきます。

2 県の監査委員等による監査

県の監査委員又は県の外部監査契約に基づく監査人、県議会が必要と認める場合、指定管理者に対して帳簿書類その他の記録の提出を求める場合があります。

3 指定管理業務開始後の指定の取消し等

企業局は、次の場合、指定管理者の指定の取消し等の措置を行う場合があります。

(1) 指定の取消し等

指定管理者による指定管理業務の実施状況が、基本協定で規定する取消事由等に該当すると認められる場合には、企業局は、指定を取り消し、又は期間を定めて指

定管理業務の全部若しくは一部の停止を命ずる場合があります。

なお、基本協定で規定する取消事由等は、次のような状況を想定しています。

- ① 定期報告書、事業報告書等を提出せず、又は虚偽の報告をし、若しくは調査を妨げたとき
- ② 関係法令、条例、規則又は基本協定の規定に基づく企業局の指示に従わないとき、又は指示によっても指定管理業務の内容に改善がみられないとき
- ③ 関係法令、条例、規則又は基本協定の規定に違反したとき
- ④ 法人等の経営状況の悪化等により、指定管理業務を継続することができないと認められるとき
- ⑤ 組織的な違法行為により著しく社会的信用を損なう場合等、指定管理業務を行わせておくことが社会通念上不相当であると認められるとき
- ⑥ 暴力団排除対象法人等に該当すると認められるとき
- ⑦ その他管理を継続させることが適当でないと認められるとき

(2) 指定が取り消された場合等の賠償

指定管理者の責めに帰すべき事由により指定が取り消され、又は指定管理業務の全部若しくは一部が停止された場合、指定管理者は、企業局に生じた損害・損失や増加費用を賠償しなければなりません。その他の場合は、企業局と指定管理者は協議するものとします。

第 1 1 問い合わせ先及び各種書類の提出先

山梨県企業局総務課経営企画担当

〒400-8501 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号（山梨県庁北別館5階）

電 話：055-223-5394（ダイヤルイン）

F A X：055-237-8162

メールアドレス：kigyosom@pref.yamanashi.lg.jp

(様式1)

年 月 日

山梨県公営企業管理者 殿

(申請者)

主たる事務所等の所在地

団体の名称

代表者の氏名

印

指定管理者指定申出書

丘の公園の指定管理者の指定を受けたいので、山梨県公営企業の設置等に関する条例第9条第1項の規定により、必要書類を添付の上、申請します。

(別紙)

【提出書類一覧表】

様式	項目	提出の有無
様式 2	指定管理業務の実施に関する計画書	
	①施設の設置目的及び県が示した管理の方針	
	②その1 収支計画の内容、的確性及び実現の可能性、経費節減①	
	②その2 収支計画の内容、的確性及び実現の可能性、経費節減②	
	③収支計画の内容、的確性及び実現の可能性、経費節減③	
	④利用者の増加を図るための具体的手法及び期待される効果①	
	⑤利用者の増加を図るための具体的手法及び期待される効果②	
	⑥その1 利用者の増加を図るための具体的手法及び期待される効果③	
	⑥その2 利用者の増加を図るための具体的手法及び期待される効果④	
	⑥その3 利用者の増加を図るための具体的手法及び期待される効果⑤	
	⑥その4 利用者の増加を図るための具体的手法及び期待される効果⑥	
	⑥その5 利用者の増加を図るための具体的手法及び期待される効果⑦	
	⑥その6 利用者の増加を図るための具体的手法及び期待される効果⑧	
	⑥その7 利用者の増加を図るための具体的手法及び期待される効果⑨	
	⑦地域貢献による事業効果①	
	⑧地域貢献による事業効果②	
	⑨市町村との連携による事業効果	
	⑩サービスの向上を図るための具体的手法及び期待される効果①	
	⑪サービスの向上を図るための具体的手法及び期待される効果②	
	⑫サービスの向上を図るための具体的手法及び期待される効果③	
	⑬施設運営の課題に対する事業効果	
⑭施設の維持管理の内容、的確性及び実現の可能性、効率性①		
⑮施設の維持管理の内容、的確性及び実現の可能性、効率性②		
⑯施設の維持管理の内容、的確性及び実現の可能性、効率性③		
⑰平等な利用を図るための具体的手法及び期待される効果		
⑱その1 安定的な運営が可能となる人的能力①		
⑱その2 安定的な運営が可能となる人的能力②		
⑲安定的な運営が可能となる人的能力③		
⑳安定的な運営が可能となる経理的基盤		
㉑企業局納入金の金額		
様式 3	法人等概要書	
様式 4	誓約書	
様式 5	構成員届 (共同体の場合)	
様式 6	各団体の役割、責任分担に関する事項 (共同体の場合)	
様式 7	委任状 (共同体の場合)	
付属書類	定款、寄附行為、規約その他これに代わる書類	
	登記事項証明書 (履歴事項全部証明書)	
	代表者の住民票の写し (法人以外の団体)	
	印鑑証明書 (法人以外の団体)	
	収支予算書	
	事業 (営業) 報告書	
	貸借対照表	
	損益計算書 (又は収支計算書)	
	連結決算書 (グループ企業で連結決算を行っている場合)	
	法人税、法人都道府県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税に関する納税証明書	

(様式2)

指定管理業務の実施に関する計画書

施設名	丘の公園
所在地	
団体名	
代表者氏名	
T E L	
F A X	
メールアドレス	
担当者所属	
担当者氏名	

(様式2-①)

「施設の設置目的及び県が示した管理の方針」

事業毎に作成してください。記入する事業の□に/をしてください。

ゴルフ事業 レジャー事業 レストラン事業

施設の設置目的を踏まえ、地域振興への貢献に対する考え方及び魅力ある施設運営と収益向上を実現するための管理運営方針を記入してください。

(様式 2 - ②その 1)

「収支計画の内容、的確性及び実現の可能性、経費節減①」

「指定管理業務の実施に関する計画書」の内容の実現に向けた方針について、収入額及び支出額の積算上の観点から記入してください。

(様式2-②その2)

「収支計画の内容、的確性及び実現の可能性、経費節減②」

指定管理事業について事業毎及び3事業合計を作成してください。自主事業を予定している場合は、自主事業についても、別葉で事業毎及び3事業合計を作成するとともに、指定管理事業及び自主事業の合計を作成してください。

収支計画書

□指定管理事業 (□ゴルフ事業 □レジャー事業 □レストラン事業)
 □自主事業 (□ゴルフ事業 □レジャー事業 □レストラン事業)

(記入する事業の□に○をしてください。)

(単位:千円)

区分		R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	備考
収入	利用料金収入					
	自動販売機					
	その他					
収入合計(A)						
支出	人件費	役員報酬				
		給与手当				
		雑給				
		外注人件費				
		賞与				
		キャディ報酬				
		法定福利費				
		退職金				
	業務費	福利厚生費				
		被服費				
		地代家賃				
		委託費				
		賃借料				
		リース料				
		消耗品費				
		事務用品費				
		水道光熱費				
		燃料費				
		修繕費				
		商品仕入				
	販売費	飲食材料費				
		広告宣伝費				
		販売促進費				
	管理費	競技会費				
		研修費				
		支払手数料				
		接待交際費				
		旅費交通費				
		通信費				
		印刷製本費				
		新聞図書費				
		車両費				
		保険料				
		租税公課				
		寄付金				
		減価償却費				
		会議費				
		諸会費				
	雑費					
	企業局納入金					
支出合計(B)						
(A)-(B)						

利用料金収入の内訳

(上段:利用件数、下段:収入金額)

区分		R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	備考
単価						
合計						

- 利用料金収入は条例で定める額の範囲内で算定してください。
- 消費税及び地方消費税を含んだ額を記入してください。
- 内容欄は適宜追加してください。
- 積算根拠となる資料(税抜き価格と消費税が区別できること。様式自由。A4縦、横書)を提出してください。
- 指定管理業務の各事業及び3事業合計、自主事業、並びに指定管理事業と自主事業の合計を別葉で提出してください。
- 企業局納入金は指定管理事業の3事業合計の支出及び指定管理事業と自主事業の合計にのみ記載してください。

(様式2-③)

「収支計画の内容、的確性及び実現の可能性、経費節減③」

事業毎に作成してください。記入する事業の□に/をしてください。

ゴルフ事業 レジャー事業 レストラン事業

経費削減を実現する効率的な管理運営の取り組みを記入してください。

(様式 2-④)

「利用者の増加を図るための具体的手法及び期待される効果①」
事業毎に作成してください。記入する事業の□に✓をしてください。
ゴルフ事業 レジヤ事業 レストラン事業

広報PR方針及び年間広報PR計画を定め、それに沿った情報発信手法、媒体、ターゲット、概算経費などを具体的に記入してください。

(様式 2-⑤)

「利用者の増加を図るための具体的手法及び期待される効果②」
事業毎に作成してください。記入する事業の□にレをしてください。
ゴルフ事業 レジヤ事業 レストラン事業

利用拡大に向けた方針及び手法を示すとともに、それを実現するための新たな集客策などを具体的に記入してください。

(様式 2-⑥その 1)

「利用者の増加を図るための具体的手法及び期待される効果③」

ゴルフ事業

ゴルフ場（ゴルフ練習場を含む）の管理運営に関する提案及び計画を具体的に記入してください。

(様式 2-⑥その 2)

「利用者の増加を図るための具体的手法及び期待される効果④」

レジャー事業

オートキャンプ場の管理運営に関する提案及び計画を具体的に記入してください。

(様式 2-⑥その3)

「利用者の増加を図るための具体的手法及び期待される効果⑤」

レジャー事業

テニスコートの管理運営に関する提案及び計画を具体的に記入してください。ただし、テニスコートについては、令和5年4月から廃止しますので、テニスコート以外の他の収益事業を実施する提案及び計画の内容としてください。なお既存フェンス等の撤去が必要な場合、撤去費は企業局が負担することとします。

(様式 2-⑥その4)

「利用者の増加を図るための具体的手法及び期待される効果⑥」

レジヤ-事業

パターゴルフ場の管理運営に関する提案及び計画を具体的に記入してください。ただし、パターゴルフ場の一部(八ヶ岳コース)は、令和5年4月から廃止しますので、施設の形状変更を伴わず、現状のまま利活用し、パターゴルフ場以外の他の収益事業を実施する提案及び計画の内容としてください。

(様式 2-⑥その5)

「利用者の増加を図るための具体的手法及び期待される効果⑦」

レジャー事業

アクアリゾート清里の管理運営に関する提案及び計画を具体的に記入してください。ただし、屋内プールについては、令和5年4月から廃止しますので、施設の形状変更を伴わず、現状のまま利活用し、プール以外の他の収益事業を実施する提案及び計画の内容としてください。

(様式 2-⑥その 6)

「利用者の増加を図るための具体的手法及び期待される効果⑧」

レストラン事業

まきばレストランの管理運営に関する提案及び計画を具体的に記入してください。

(様式 2-⑥その 7)

「利用者の増加を図るための具体的手法及び期待される効果⑨」

レジャー事業

無料開放施設の利活用に関する提案及び計画を具体的に記入してください。

(様式 2-⑦)

「地域貢献による事業効果①」

事業毎に作成してください。記入する事業の□にレをしてください。

ゴルフ事業 レジャー事業 レストラン事業

地域の宿泊施設や観光事業者、各種団体、関係機関、ボランティアなど、地域との連携に向けた具体的取り組みを記入してください。

(様式 2-⑧)

「地域貢献による事業効果②」

事業毎に作成してください。記入する事業の□にレをしてください。

ゴルフ事業 レジャー事業 レストラン事業

周辺地域の活性化や、地域住民との交流による施設運営の円滑化に向けた具体的取り組みを記入してください。

(様式 2-⑨)

「市町村との連携による事業効果」

事業毎に作成してください。記入する事業の□にレをしてください。

ゴルフ事業 レジャー事業 レストラン事業

近隣市町村との事業連携による効果的な施設運営と地域活性化の実現に向けた具体的な取り組みを記入してください。

(様式 2-⑩)

「サービスの向上を図るための具体的手法及び期待される効果①」
事業毎に作成してください。記入する事業の□にレをしてください。
ゴルフ事業 レジヤ事業 レストラン事業

利用者目線での接客サービスの徹底、利用者ニーズの把握と分析・運営管理への反映、
利用者の意見・苦情等への対処など、施設価値の最大化とサービス向上につながる具体的
な取り組みを記入してください。

(様式 2-⑪)

「サービスの向上を図るための具体的手法及び期待される効果②」
事業毎に作成してください。記入する事業の□に✓をしてください。
ゴルフ事業 レジヤ事業 レストラン事業

利用料金や利用時間、休業日等の設定に係る考え方について、具体的に記入してください。

(様式 2-⑫)

「サービスの向上を図るための具体的手法及び期待される効果③」

実施する事業について作成（複数の自主事業を予定している場合は、事業毎に作成）してください。記入する事業の□にレをしてください。

ゴルフ事業 レジャー事業 レストラン事業

自主事業を実施する予定がある場合は、その内容を具体的に記入してください。

(様式 2-⑬)

「施設運営の課題に対する事業効果」

事業毎に作成してください。記入する事業の□にレをしてください。

ゴルフ事業 レジャー事業 レストラン事業

施設運営の課題である「ハヶ岳南麓地域全体の観光振興及び地域連携」「丘の公園の利用者の増加及び収益向上」につながる提案について具体的に記入してください。

(様式 2-⑭)

「施設の維持管理の内容、的確性及び実現の可能性、効率性①」
事業毎に作成してください。記入する事業の□に✓をしてください。
ゴルフ事業 レジヤ事業 レストラン事業

施設の安全管理、清掃保守点検、修繕等の維持管理業務の内容に関して、基本的な考え方、具体的な実施内容・頻度、効率性の確保方法、その他重視するポイント等について記入するとともに、年間の作業計画表（様式任意）を作成してください。

(様式 2-⑮)

「施設の維持管理の内容、的確性及び実現の可能性、効率性②」
事業毎に作成してください。記入する事業の□に✓をしてください。
ゴルフ事業 レジヤ事業 レストラン事業

事故や災害が発生した際の対処方法や避難誘導體制、防災訓練の計画など、安全管理体制について具体的に記入してください。

(様式 2-⑯)

「施設の維持管理の内容、的確性及び実現の可能性、効率性③」

事業毎に作成してください。記入する事業の□に✓をしてください。

ゴルフ事業 レジヤ事業 レストラン事業

業務の一部を第三者に委託する予定がある場合は、具体的な委託業務内容と併せて、指定管理者としての点検、チェック方法、指導監督方法などを記入してください。

(様式 2-⑰)

「平等な利用を図るための具体的手法及び期待される効果」

事業毎に作成してください。記入する事業の□に✓をしてください。

ゴルフ事業 レジャー事業 レストラン事業

身体、健康及び年齢等により社会集団の中で不利な立場にある高齢者や障がい者などに配慮した提案など、利用者の平等な利用の確保を図るための方針と実現方法等について、具体的に記入してください。

(様式2-⑱その1)

「安定的な運営が可能となる人的能力①」

事業毎に作成してください。記入する事業の□に✓をしてください。

ゴルフ事業 レジャー事業 レストラン事業

職員の能力（資格等）や雇用形態を考慮し、安定的な業務運営を実現する人員配置計画（次頁「安定的な運営が可能となる人的能力②」）を作成するとともに、具体的な責任体制・業務管理体制を記入してください。

(様式2-⑱)

「安定的な運営が可能となる人的能力③」

事業毎に作成してください。記入する事業の□に△をしてください。

ゴルフ事業 レジャー事業 レストラン事業

人材育成に関する方針及び研修計画等を具体的に記入してください。

(様式 2 - ⑳)

「安定的な運営が可能となる経理的基盤」

財務状況の健全性に関して金融機関及び出資者等の支援体制等を記入してください。

(様式 2 - ②)

「企業局納入金の金額」

企業局納入金の提案価格及び納入金を確保するための取り組み方針を記入してください

。

(様式3)

「法人等概要書」

種別	一般財団法人 社会福祉法人 その他の法人 () その他の団体 ()	公益財団法人 NPO法人	一般社団法人 株式会社	公益社団法人 有限会社
団体名				
代表者氏名				
主たる事務所の所在地				
設立年月日				
資本金又は基本財産				千円
売上高				千円
社員(職員)数				人
業務内容				
法人等の特色				
実績	類似業務の運営実績 ・施設の概要 (施設名称、所在地、施設規模) ・業務の概要 (業務内容、管理運営体制、管理運営業務、期間、受注額、発注者等)			

※種別欄は、該当するものを○印で囲んでください。その他の法人又はその他の団体については、() 内に内容を記入してください。

※社員(職員)数欄は、申請時の人数を記入してください。

※会社概要等がある場合は、添付してください。

(様式4-①)

誓 約 書

山梨県公営企業管理者 殿

年 月 日

所在地

団体名

代表者氏名

印

(共同体の場合、構成員連名で押印してください。)

丘の公園の指定管理者指定申請を行うに当たり、次の事項について真実に相違ありません。

- 指定管理者募集要項第4の1の申請資格要件を満たしています。
- 提出した申請書類に虚偽及び不正はありません。

(様式4-②)

誓 約 書

私は、下記の事項について誓約します。

なお、山梨県企業局が必要な場合には、山梨県警察本部に照会することについて承諾します。

また、照会で確認された情報は、今後、私が山梨県企業局と行う他の契約等における身分確認に利用することに同意します。

記

- 1 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者ではありません。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
 - (4) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持・運営に協力し、又は関与している者
 - (5) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (6) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が上記(1)から(5)までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結している者
- 2 1の(2)から(6)に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体ではありません。

年 月 日

山梨県公営企業管理者 殿

[法人、団体にあつては事務所所在地]

住 所

[法人、団体にあつては法人・団体名、代表者名]

(ふりがな)

氏 名

印

生年月日

年 月 日

(様式5)

構 成 員 届

年 月 日

山梨県公営企業管理者 殿

共同体の名称
共同体の主たる事務所等所在地

構成員（代表者）所在地
名称
代表者氏名 印

構成員 所在地
名称
代表者氏名 印

構成員 所在地
名称
代表者氏名 印

このたび、丘の公園における指定管理者の指定を受けるため、共同体を結成しましたので届け出ます。

(様式6)

各団体の役割、責任分担に関する事項

A large empty rectangular box with a thin black border, occupying most of the page. It is intended for the user to provide details regarding the roles and responsibilities of various groups.

※共同体の規約等（案も可）を添付してください。

(様式7)

委 任 状

山梨県公営企業管理者 殿

共同体の名称

構成員（代表者）	所在地 名称 代表者氏名	印
----------	--------------------	---

構成員	所在地 名称 代表者氏名	印
-----	--------------------	---

私は、次の共同体代表者を代理人と定め、当共同体が存続する間、次の権限を委任します。

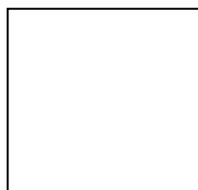
受任者

	所在地
共同体の代表者	名 称
	代表者氏名

委任事項

- 1 丘の公園の指定管理者申請関係書類の作成及び提出
- 2 山梨県企業局と丘の公園の指定管理業務についての協定書の締結
- 3 丘の公園の指定管理業務についての納入金の納入

受任者印



(様式 8)

業務説明会及び現地見学会の参加申込書

年 月 日

山梨県公営企業管理者 殿

(申請者)
所在地
団体名
代表者氏名

丘の公園指定管理者募集に係る業務説明会及び現地見学会について、次のとおり参加を申し込みます。

参加者

氏 名	役 職	連 絡 先
		T E L
		F A X
		E-mail

(様式9)

募集に関する質問書

年 月 日

所在地
団体名
代表者氏名
担当者
TEL
FAX
E-mail

(質問の内容)

(様式 10)

指定管理者指定申請辞退届

年 月 日

山梨県公営企業管理者 殿

申請者 所在地
団体名
代表者氏名

印

丘の公園の指定管理者の指定を受けるため 年 月 日申出書を提出しましたが、
以下の理由により辞退したいので届け出ます。

申請辞退理由